

学校いじめ防止基本方針

群馬大学共同教育学部附属特別支援学校

平成 26 年 3 月 策 定
改正 平成 30 年 4 月 平成 31 年 4 月
令和 2 年 4 月 令和 3 年 4 月
令和 7 年 4 月

群馬大学共同教育学部附属特別支援学校（以下、本校とする）は、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のとおり定める。

1 基本的な考え方

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第二条 文部科学省平成 25 年 9 月）

- (1) 本校では児童生徒の心身の健全な発達を図り、児童生徒が安全に、安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ防止のための適切な対策を講ずる。
- (2) 本校教職員は、いじめの未然防止に全力で取り組むとともに、いじめの兆候や発生を見逃さず、いじめを把握した際は、全教職員の共通理解のもと、保護者、地域及び関係機関と連携し、速やかに、組織的に対応する。

2 いじめ問題への組織対応

【いじめ事案への対応モデル図】参照

本校は、「群馬大学共同教育学部附属特別支援学校生徒指導・教育相談委員会」を設置し、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等を、組織的かつ実効的に行う。

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する具体的方策

別表のとおり、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等に係る児童生徒への指導と具体的取り組みを行う。

4 保護者との連携

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童生徒とその保護者に対する支援やいじめを行った児童生徒の保護者に対する助言等を行う。また、当該いじめ事案に関する情報は、継続的かつ適切に保護者に提供する。

5 重大事態への対処

以下に掲げる事態が発生した場合は、速やかに群馬大学共同教育学部に報告するとともに、必要に応じて県教育委員会及び所轄警察署に連携・支援の要請を行う。群馬大学共同教育学部は学校の下に組織を設け、公平・中立な調査を行い、事実関係を明らかにするよう務める。

- (1) いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
※いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、所轄警察署に相談して対処する。
- (2) いじめにより児童生徒が相当の期間*学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
*相当の期間とは、年間 30 日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、上記目安に関わらず迅速に対処する。

6 その他留意事項

いじめの防止等のための対策については、取り組み内容を定期的に点検し、改善に努める。